

加古川市立公民館における地域活動支援団体の認定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市内においてその地域の色々な課題を解決する等、自分たちのまちを良くするための活動を行っている団体を支援するため、加古川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が加古川市立公民館（以下「公民館」という。）の使用における地域活動支援団体（以下「支援団体」という。）として認定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 社会教育関係団体 社会教育に関する活動を計画的かつ継続的に実施でき、青少年育成、地域文化の向上、スポーツ振興、生涯学習の推進等を主たる目的としている団体

(2) ボランティア団体 次のいずれかに該当する団体

ア 加古川市ボランティアセンター（社会福祉法人加古川市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターをいう。以下同じ。）に登録している団体

イ 地域において、点訳、朗読、手話、子育て、高齢者支援等の活動又は障害者（児）への福祉活動等を主たる目的としている団体

(3) まちづくり活動団体 まちづくりの推進並びに地域課題及び生活課題の解消を主たる目的としている団体

(認定の要件)

第3条 支援団体として認定を受けることができる団体は、社会教育関係団体、ボランティア団体及びまちづくり活動団体のうち、国又は地方公共団体の支配に属さない団体で、計画的かつ継続的に活動し、次条の規定による申込みの際、次に掲げる要件をすべて備えているものとする。

(1) 次の活動又は行為を行わない団体であること。

ア 営利を目的とした事業又はこれに類する行為

イ 特定の政党その他政治団体の利害に関する活動

ウ 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治活動

エ 特定の宗教を支持し、若しくは特定の教派、宗派等を支援し、又はこれらに
反対する等の宗教活動

オ その他公序良俗に反する行為

(2) 団体の組織及び運営に関し、次の要件を備えていること。

ア 規約又は会則等で活動の目的等が定められ、1年以上継続した活動の実績があること。

イ 代表者が定められ、組織及び機構が確立していること。

ウ 他の団体と積極的に連携、交流を行っていること。

エ 定期的な活動を行っていること。

オ 市内に活動拠点があり、かつ、主たる活動の場所が市内であること。

カ 誰もが時期を問わず入退会が可能な団体であること。

キ 構成員向けの余暇活動や互助活動、親睦交流のみを行う団体でないこと。

ク 原則として構成員が5名以上で、市内に在住、在勤、在学の者が過半数であること（1世帯のみの構成でないこと）。

ケ 18才未満の者によって組織される団体については、成年の育成者又は指導者がいること。

(3) 構成員は、加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（認定の申込み）

第4条 支援団体としての認定を受けようとする団体の代表者は、加古川市立公民館地域活動支援団体認定申込書（様式第1号。以下「認定申込書」という。）に、次に掲げる書類を添えて公民館長を経由して教育委員会に提出しなければならない。
ただし、第2条第2号アに規定する団体にあつては、認定申込書に登録を証明する書類のみを添付して提出するものとする。

(1) 会員名簿（様式第2号）

- (2) 団体規約等
- (3) 収支予算書及び事業計画書
- (4) 収支決算書及び事業報告書
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

2 公民館長は、前項の規定による申込みがあった場合は、認定の要件に適合するか確認のうえ、意見を附して教育委員会に送致するものとする。

(認定の決定等)

第5条 教育委員会は、認定申込書を受理したときは、第3条に規定する認定の要件に適合するか否かを審査した上で、認定の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による認定の可否の決定について、加古川市立公民館地域活動支援団体認定書（様式第3号）又は加古川市立公民館地域活動支援団体認定却下通知書（様式第4号）により当該団体の代表者に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 前条の規定による認定は、当該認定を受けた日の属する年度の末日を経過したときは、その効力を失う。

(変更又は解散の届出)

第7条 認定団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに加古川市立公民館地域活動支援団体申込事項変更届出書（様式第5号）又は加古川市立公民館地域活動支援団体解散届出書（様式第6号）を公民館長を経由して教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 規約若しくは会則又は役員に変更があったとき
- (2) 活動を停止したとき
- (3) 解散したとき

(認定の取消し等)

第8条 教育委員会は、認定団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に定める要件に適合しなくなったとき
- (2) 虚偽の申請により団体の認定を受けたとき

(3) 施設の利用条件に反し、又は施設の利用に関する所定の手続き等を故意に怠ったとき

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、加古川市立公民館地域活動支援団体認定取消通知書（様式第7号）により、当該団体の代表者に通知するものとする。

(報告等)

第9条 教育委員会は、必要があると認めたときは、事業関係等について報告及び書類の提出を求めることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和元年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条、第5条、第7条及び第8条の規定による申込み、届出その他の手続は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年2月9日から施行する。

(様式省略)